別紙様式第十七号の三（第二百八条の五第二号、第二百八条の十第一項第二号関係）（平22内府令55・追加、平23内府令５・平26内府令74・平27内府令52・平29内府令６・令元内府令14・令２内府令75・一部改正）

（日本産業規格Ａ４）

親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況に関する報告書

（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日提出

商号

所在地

代表者の役職氏名

（注意事項）

法第29条の２第１項の登録申請書又は法第31条第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の役職氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

１　最終親会社の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地

２　最終親会社の子法人等の状況

商号又は名称	所在地	資本金の額等	主な事業の内容	最終親会社及び他の子法人等の議決権保有割合
				%

３　最終親会社及びその子法人等に係る資本関係図

４　最終親会社及びその子法人等の経理の状況

５　最終親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況等

（注意事項）

１　一般的事項

⑴　この様式において「最終親会社」とは、特別金融商品取引業者の親会社（法第57条の２第８項に規定する親会社をいう。⑴において同じ。）のうちその親会社がない会社をいう。

⑵　この様式において「四半期」とは、法第46条の６第３項に規定する四半期をいう。

⑶　この様式において「子法人等」とは、法第57条の２第９項に規定する子法人等をいう。

(4)　この様式において「四半期連結財務諸表」とは、四半期連結貸借対照表並びに四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書若しくは四半期連結損益及び包括利益計算書又は指定国際会計基準、修正国際基準若しくは外国における公正妥当な企業会計の基準若しくは慣行により作成が求められる四半期連結貸借対照表並びに四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書若しくは四半期連結損益及び包括利益計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいう。

(5)　この様式において「連結財務諸表」とは、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書若しくは連結損益及び包括利益計算書並びに連結株主資本等変動計算書又は指定国際会計基準、修正国際基準若しくは外国における公正妥当な企業会計の基準若しくは慣行により作成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書若しくは連結損益及び包括利益計算書並びに連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。

(6)　この様式において「中間連結財務諸表」とは、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書若しくは中間連結損益及び包括利益計算書並びに中間連結株主資本等変動計算書又は指定国際会計基準、修正国際基準若しくは外国における公正妥当な企業会計の基準若しくは慣行により作成が求められる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書若しくは中間連結損益及び包括利益計算書並びに中間連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。

2　最終親会社の子法人等の状況

(1)　次のいずれかに該当する場合に記載すること。

①　第208条の５第２号の規定により作成する場合

②　第208条の10第１項第２号の規定により作成する場合において、当該四半期が最終親会社の事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間のうち最後の期間であるとき。

(2)　「商号又は名称」及び「所在地」の欄は、最終親会社の子法人等が外国の法人その他の団体である場合には、英語で記載することができる。

(3)　「資本金の額等」の欄には、資本金の額、基金の総額又は出資の総額を記載すること。この場合において、最終親会社の子法人等が外国の法人その他の団体であるときは、外国通貨をもって記載することができる。この場合において、第３条の規定は、適用しない。

(4)　最終親会社の子法人等のうち当該最終親会社の財務計算に関する書類の内容に重要な影響を与えないものについては、「資本金の額等」、「主な事業の内容」及び「最終親会社及び他の子法人等の議決権保有割合」の欄の記載を省略することができる。

3　最終親会社及びその子法人等に係る資本関係図

⑴　次のいずれかに該当する場合に記載すること。

①　第208条の５第２号の規定により作成する場合

②　第208条の10第１項第２号の規定により作成する場合において、当該四半期が最終親会社の事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間のうち最後の期間であるとき。

⑵　最終親会社の子法人等ごとに、最終親会社及び他の子法人等の議決権保有割合を記載すること。

⑶　最終親会社の子法人等のうち当該最終親会社の財務計算に関する書類の内容に重要な影響を与えないものについては、記載を省略することができる。

4　最終親会社及びその子法人等の経理の状況

⑴　当該四半期（第208条の５第２号の規定により作成する場合にあっては、直近の四半期。以下この様式において同じ。）における最終親会社の四半期連結財務諸表を記載すること。ただし、当該四半期が最終親会社の事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間のうち最後の期間である場合には、当該事業年度における最終親会社の連結財務諸表を記載すること。

⑵　法又は外国の法令（外国金融商品市場を開設する者その他これに準ずる者の規則を含む。以下この様式において同じ。）に基づいて、最終親会社の四半期報告書（法第24条の４の７第１項に規定する四半期報告書をいう。）、有価証券報告書（法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。）その他これらに類する最終親会社及びその子法人等の企業内容等に関する書類が公衆の縦覧に供されている場合には、最終親会社の四半期連結財務諸表又は連結財務諸表の記載に代えて、これらを記載した当該企業内容等に関する書類を添付することができる。

　また、当該四半期が最終親会社の事業年度開始後三月を経過した日から事業年度開始後六月を経過する日までの期間である場合において、法又は外国の法令に基づいて、最終親会社の半期報告書（法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。）その他これに類する最終親会社及びその子法人等の企業内容等に関する書類が公衆の縦覧に供されているときは、当該四半期における最終親会社の四半期連結財務諸表の記載に代えて、当該四半期を含む半期（事業年度開始の日から事業年度開始後六月を経過する日までの期間をいう。）における最終親会社の中間連結財務諸表を記載した当該企業内容等に関する書類を添付することができる。

⑶　⑵の規定により最終親会社及びその子法人等の企業内容等に関する書類を添付する場合において、当該企業内容等に関する書類が日本語以外の言語により記載されたものであるときは、四半期連結財務諸表、連結財務諸表又は

中間連結財務諸表の訳文を付すこと。ただし、当該企業内容等に関する書類が英語により記載されたものである場合には、四半期連結財務諸表、連結財務諸表又は中間連結財務諸表の注記部分については、その要約の訳文（作成のための基本となる重要な事項、重要な後発事象及びセグメント情報その他これらの書類の分析に当たり特に重要な事項が簡潔に記載されたものに限る。）を付すことをもって足りるものとする。

⑷　最終親会社及びその子法人等の集団が、その業務の運営及び財産の状況について、外国の法令に基づいて外国の行政機関その他これに準ずるものの監督を受けている場合において、当該最終親会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、当該最終親会社の四半期連結財務諸表又は連結財務諸表を記載することができないと認められるとき（当該外国の法令に基づいてこれらの書類が公衆の縦覧に供されている場合を除く。）は、当該四半期連結財務諸表又は連結財務諸表の記載を省略することができる。

⑸　この報告書に記載し、又は添付する四半期連結財務諸表、連結財務諸表又は中間連結財務諸表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行又は指定国際会計基準、修正国際基準若しくは外国における公正妥当な企業会計の基準若しくは慣行に従い作成されたものでなければならない。

5　最終親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況等

⑴　最終親会社が法令（外国の法令を含む。）に基づいて連結自己資本規制比率（自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。⑴において同じ。）の算出を行っている場合には、当該四半期の末日における連結自己資本規制比率及びその算出方法その他最終親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に関して参考となるべき事項（⑵において「連結自己資本規制比率等」という。）を記載すること。

⑵　最終親会社及びその子法人等の集団が、その業務の運営及び財産の状況について、外国の法令に基づいて外国の行政機関その他これに準ずるものの監督を受けている場合において、当該最終親会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、連結自己資本規制比率等を記載することができないと認められるとき（当該外国の法令に基づいて連結自己資本規制比率等を記載した書類が公衆の縦覧に供されている場合を除く。）は、連結自己資本規制比率等の記載を省略することができる。